

○丸亀市 e モニター制度実施要綱

(令和 4 年 5 月 23 日告示第 40 号)

改正 令和 6 年 2 月 20 日告示第 11 号 令和 6 年 11 月 20 日告示第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の市政への関心を高め、市民参画等を促進するとともに、市政に対する市民の意見等を迅速かつ効率的に把握し、市政に反映することを目的として、インターネットによる意見聴取等を実施する丸亀市 e モニター制度(以下「e モニター制度」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第 2 条 e モニター制度に登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住、勤務又は在学する者
- (2) おおむね 18 歳以上の者
- (3) インターネットの利用ができ、その環境があること。
- (4) 本人が使用できるメールアドレスを取得していること。
- (5) 丸亀市職員でないこと。

(応募及び登録)

第 3 条 e モニター制度に登録を希望する者は、市長が指定するインターネット上の登録申込フォームにより、次に掲げる事項を記載し、申請するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス
- (7) 住所が丸亀市外の場合は、勤務先又は通学先の名称及び所在地

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、前条に規定する要件に該当すると認める者を登録するものとする。

(任期)

第 4 条 前条第 2 項に基づき登録した者(以下「e モニター」という。)の任期は、登録した日からその日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

(登録内容の変更)

第5条 eモニターは、登録した内容に変更が生じたときは、速やかに市長に変更を届け出るものとする。

(費用負担)

第6条 eモニター制度に関し、eモニターが利用する機器に係る経費並びに電子メールの送信及びインターネットの利用に要する経費は、eモニターの負担とする。

(禁止行為)

第7条 eモニターは、次に掲げる行為及びそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 他のeモニター又は第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 他のeモニター又は第三者に不利益を与える行為
- (3) eモニター制度の運営を妨げる行為
- (4) 重複して、又は虚偽の内容でeモニターの登録をする行為
- (5) 虚偽の回答をする行為
- (6) その他市長が不相当と認める行為

(登録の取消し)

第8条 市長は、eモニターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 本人が登録の抹消を申し出たとき。
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前条に規定する禁止行為に該当する行為があったとき。
- (4) 登録されたメールアドレスに電子メールが到達しなくなったとき。
- (5) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

2 前項第3号に該当することにより登録を取り消された者は、再度eモニターとして登録することはできない。

(謝礼)

第9条 市長は、回答件数等一定の要件を満たすeモニターに対し、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。ただし、前条の規定により登録を取り消したeモニターに対しては、この限りでない。

(個人情報の保護)

第10条 市長は、eモニターから収集した個人情報について、eモニター制度に関すること及び市政に関する情報を市がeモニターに送付する目的以外には使用しないものとし、厳重に管理するものとする。

(公表)

第11条 アンケートの集計結果は、eモニターに報告するとともに市のホームページで公表するものとする。

(庶務)

第12条 eモニター制度に関する庶務は、市長公室政策課において行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月23日から施行する。

附 則(令和6年2月20日告示第11号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月20日告示第70号)

この告示は、令和6年11月20日から施行する。